

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20220126	府中高速運輸株式会社 (法人番号 8240001034412) 代表 者岡本裕樹	広島県府中市本山町530- 184	本社	広島県府中市本山町530- 184	事業の停止(30日間)、 輸送施設の使用停止 (80日車)、輸送の安全 確保命令及び文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項第1号及び 同条第4項	令和2年7月17日、同年9月9日、同年10月21日 及び同年11月16日、情報提供を端緒として監査 を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時 間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、 (2)乗務時間等告示のなお書き遵守違反(安全 規則第3条第4号)、(3)疾病・疲労等のおそれ のある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(4) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、 第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違 反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事 項義務違反(安全規則第8条第1項)、(7)運行記 録計の記録義務違反(安全規則第9条)、(8)運 行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9 条の3第1項及び第2項及び第3項)、(9)運転者 台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5 第1項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反 (安全規則第23条第1項)	38	38
20220131	株式会社ゆだ(法人番 号7250001000843)代 表者河本善邦	山口県山口市大内長野 462-1	本社営業所	山口県山口市大内長野 462-1	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第4 項及び法第18条第3項	令和3年5月13日、同年9月22日及び同年10月5 日、死亡事故を端緒として監査を実施。8件の違 反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全 規則」)第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録 義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記 録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗 務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1 項)、(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全 規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導 監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第 1項)、(7)運行管理者の講習受講義務違反(安 全規則第23条第1項)、(8)運行管理者の解任届 出違反(安全規則第19条)	1	1